

## 第4章 研究の総括



## 第4章 研究の総括

### 1-1 基礎研究会とヒアリング調査

本研究では高度職業訓練に係る基準の見直しに係る基礎研究会を開催し調査及び検討をおこなった。今年度の基準見直し分野は、平成24年度以降、2回目となるもので、専門課程の輸送機器整備技術系航空機整備科、テキスタイル技術系染織技術科、服飾技術系アパレル技術科及び和裁技術科、食品製造技術系製パン・製菓技術科、化学システム系環境化学科及び産業化学科、エネルギー技術系原子力科、ビジネス技術系ビジネスマネジメント科、物流システム系港湾流通科及び物流情報科、接客サービス技術系ホテルビジネス科、そして調理技術系調理技術科の10系13科が対象となったが、訓練基準があっても実施施設が少なく希少訓練科となっている。しかしながら前回平成27年度においては設置科がない場合であっても、できる限り基準の見直しをすることとして未整備であった各種細目等の作成をしたところである。

今年度については、訓練を実施している輸送機器整備技術系航空機整備科、服飾技術系アパレル技術科及び和裁技術科、物流システム系港湾流通科及び物流情報科、接客サービス技術系ホテルビジネス科、そして調理技術系調理技術科5系7科の設置科に絞って、担当指導員を招集して基礎研究会を実施し、加えて可能な限り実施施設へのヒアリング調査を実施する予定であった。しかし諸般の事情により調理技術系調理技術科の基礎研究会が開催できなかったため、事務局が実施している施設へのヒアリング調査をおこなった。また服飾技術系は学生が集まらず今年度をもって募集を停止となったため、実施施設へのヒアリング調査がおこなえなかった。

以上のことを踏まえて基礎研究会は輸送機器整備技術系航空機整備科、物流システム系港湾流通科及び物流情報科、接客サービス技術系ホテルビジネス科の3系4科を対象に3回の研究会を実施した。そのうち2回目の研究会は、各系で訓練を実施している施設において基礎研究会とその施設へのヒアリング調査等を実施した。今回の対象系訓練科を実施している施設は、都道府県立校2校、雇用支援機構立校4校、認定訓練施設1校であった。基礎研究会の委員については、職業大教員1名、都道府県の指導員1名、雇用支援機構指導員7名に依頼した。また調理技術系調理技術科については、全国で3校が認定職業訓練を実施しており、その施設へヒアリング調査を実施した。今年度はアンケート調査を実施しなかったが、ほぼ実施施設へのヒアリング調査を実施することができ、アンケート調査では得られない率直な意見・要望や訓練の現状について聴取することができ、普段知る機会が少ない希少科について貴重なヒアリングとなった。基礎研究会で取りまとめた見

直し案については訓練基準の改正に資する参考資料として厚生労働省に提出した。

## 1-2 職業訓練基準の運用と課題

別表第六は、専門課程が実施すべき最低限の教科と大きくくりな時間数及び代表的な設備、訓練の対象となる技能・知識の範囲等を定め、これを専門課程の訓練基準としている。この訓練基準の根拠となるものが教科、設備及び技能照査の基準の各細目である。教科の細目では教科の標準的な内容と時間数を、設備の細目では具体的な設備の名称と台数を、技能照査の基準の細目では教科の科目について習得すべき技能または知識の水準に達しているか否かを判定しているかを詳細に示している。各施設では、この教科、設備、技能照査の基準の各細目を参考にしてカリキュラムを作成し訓練を実施している。

基盤整備センターのホームページでは、データベース(職業能力開発支援情報)の訓練基準の高度職業訓練において、以下の情報を掲載している。

法において定められる基準は、職業訓練を公的に品質保証するための重要な基準

### 概要

職業能力開発促進法施行規則に定める訓練基準については、職業能力開発総合大学校基盤整備センターが実施する「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究」によって作成された基礎データを基に、厚生労働省の職業能力開発専門調査員会で見直しをおこない、職業訓練の水準の維持・向上が図られているところです。訓練基準の見直し後、改正情報等については都道府県職業能力開発主管課に対して周知されていますが、さらに公共職業能力開発施設等からは高度職業訓練の訓練基準について体系的な情報を入手することができる環境整備の要望が寄せられています。今般、厚生労働省のご協力により、下記の訓練基準の情報について、職業能力開発の調査・研究の情報発信の拠点である基盤整備センターのホームページに掲載し、公共職業能力開発施設等からも広く利用できる環境整備をすることとしました。なお、訓練基準見直しに伴う情報の更新については、厚生労働省による改正毎(ほぼ毎年4月初旬ころ)に最新の情報を提供します。

### ホームページ掲載の情報

高度職業訓練(専門課程、応用課程)

教科の細目

設備の細目

技能照査の基準の細目

※職業能力開発促進法施行規則別表第六、第七については厚生労働省法令等データベースサービスを参照してください。

として運用されている。別表の訓練基準を改正するにあたっては、教科、設備、技能照査の基準の各細目に関連する十分な調査と議論が重要である。本研究は平成24年度から実施して、各分野を二回りする最終年度である。

今年度の見直し対象分野は前述のとおり、ほとんどの系専攻科の設置数がなく、10系13科のうち4系5科になった。そのうち各系専攻科に対して多くても2～3施設程度しか実施していない希少な科ばかりである。またそれぞれが特徴を持った個性的な系と言ってよいと考える。例えば輸送機械整備技術系航空機整備科は全国に1校しかなく、その訓練基準の時間数は、他の系が概ね60%程度規定されているのに対して、約75%程度規定されている。これは他省庁が絡む資格との兼ね合いからこのようになっている。該当科からは、訓練基準の縛りがありカリキュラム編成に苦勞することがあるという意見もあった。調理技術系調理技術科は全国に認定訓練施設3校で、そのうち2校については創立から30年余りの伝統校であるが、若年者の減少の影響もあり募集活動に苦慮していて、専攻科の存続が危ぶまれている。一方残りの1校については、平成30年度新設されたばかり校であり、地域の活性化、業界からの人材不足の要望を受けて、学生がすべて在職者というユニークな方法で実施している。

このように本研究の見直し対象分野となっている系専攻科を見た場合、歴史のある系専攻科であり、基準の見直しにおいておろそかに取り扱うことのないように、見直し提案をおこなったことは重要であると考えられる。しかし職業訓練基準はあるが実際に系専攻科の設置がない状況については、今後も進むものと思われる。この分野については、日本の文化技能の伝承という視点、産業動向や人材育成ニーズ等を踏まえて、抜本的に系専攻科のあり方の検討をおこなう必要性があると考えられる。

### 1-3 おわりに

今年度は高度職業訓練に係る基準の見直しに基づく教科、設備、技能照査の基準の各細目について調査研究をおこない修正等が必要と思われる個所について見直し提案をおこなった。4年に1回の調査であるが、現場の声を少なからず職業訓練基準の改正に反映できたのではないかと考える。本研究で取りまとめたものは以下とおりである。

- (1) 教科の細目では教科の標準的な内容と時間数を精査して、系専攻科において見直し提案をした。
- (2) 設備の細目では具体的な設備の名称と台数を精査して、系専攻科において見直し提案をした。
- (3) 技能照査の基準の細目では教科の科目について習得すべき技能または知識の水準に達しているか否かを判定しているかを精査して、系専攻科において

見直し提案をした。

(4) 教科の細目は技能照査の基準の細目に反映されるため相互に見直しをして、各教科に対応した技能照査の基準の細目と照合をした。

(5) (1)、(2)、(3)を基に現行の別表及び職業訓練基準の見直しのための根拠となる基礎資料をまとめた。

別表第六に記載されている教科の項目は、教科名と学科・実技ごとの大きくくりな訓練時間数であるが必ず実施しなければならない最低限の基準である。これは総訓練時間の約6割に相当する。残り4割の中で時間数の増減や地域ニーズに沿った新たな教科を取り入れることができる。別表第六の職業訓練基準を改正する際の根拠は、教科ごとの標準的な内容や時間数を表した「教科の細目」であり、また「教科の細目」は「技能照査の基準の細目」に反映されるため相互に見直しが必要である。さらに別表第六の設備には「建物その他の工作物」、「機械」、「その他」と代表的な実習場や機械・装置しか示されていない。これを詳細に表したものが「設備の細目」であり、標準として示したものはあるが補助金の算定等で使われる。これらのことを念頭に置いて職業訓練基準の見直しの検討をおこなった。さらに今年度の基礎研究会においては、技能照査の基準の細目と教科の科目の対応表(巻末資料4参照)を作成して、どの技能照査の基準の細目がどの教科の科目の評価をおこなうのかを明確化した。

今年度対象となった分野は、希少科であり、訓練基準はあるが実施施設が少なく、系専攻科の統廃合などあり方を検討する必要があるが、他の関係もありすぐには難しいと思われる。しかし訓練基準がある限り見直しは継続しなければならないと考える。

#### 1-4 謝辞

今年度は基礎研究会を延べ4回及び6施設のヒアリング調査の実施をとおして、多くの方々から基準の見直しに係る要望や意見をはじめ訓練の実施状況等について調査することができた。特に希少科においての苦労や存続への思いなどについて伺うことができた。対象分野に係る専門課程の系専攻科の教科の細目の見直し提案、設備の細目の見直し提案、技能照査の基準の細目の見直し提案を作成することができたことに対し感謝申し上げます。

また各委員の派遣依頼に対して快諾をいただいた委員派遣元の施設長並びに関係者の理解、支援、協力、さらには業務多忙にもかかわらず基礎研究会、ヒアリング調査等に積極的に参加いただき、その保有する専門性を十分に活かし、発揮いただいた各委員の尽力をいただけたこと、ヒアリング調査等に指導をいただいた専門家、厚生労働省職業能力開発指導官等の指導、こうした数多くの指導、理解、支

援によるものと、心より感謝し、厚く御礼を申し上げます。こうした当該研究会の成果物が厚生労働省人材開発統括官の専門調査員会の資料として採用され、そして、今般の当該研究テーマの対象分野である専門課程の訓練系専攻科の職業訓練の質保証に貢献できることに感謝申し上げます。

